**別紙**

**２０２４年度　日本財団「もう一つの“家”プロジェクト」**

**整備場所の要件について**

【環境面】

1. 下記のいずれかであること

（ア）既存建物（3階建て以内の日常生活の拠点として建築された家）の改修

（イ）日常生活の拠点としてハウスメーカー等が関与し計画する建物

（２）居室は原則個室とすること

※居室は入居者が生活する十分な空間を取っており、看取りの段階だけを過ごすための部屋としないこと

（３）自然を感じる空間（例えば庭等）や工夫があること

（４）2階建て以上の場合は、エレベーターを設置すること

（５）必要以上に華美であったり贅沢な造りであったりしないこと

【運営面】

（１）定員は9人以下であること

※審査においては5名以下が優先される

（２）入居にあたり年齢や要介護度、家族の有無、疾病や障害に関する制限を設けないこと

（３）24時間対応可能な在宅医等との間で協定等を締結すること

（４）24時間対応可能な職員が少なくとも1人以上は勤務すること

（５）入居者による医療・介護等のサービスの自由な選択と自己決定を阻害しないこと

（６）厚生労働省が定める「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

またはその他財団が認める理念に基づいたケアが行われること

（７）入居者及びその家族に対し、訪問診療等外部の医療機関・看護・介護の事業所等と連携し、入居

から看取りまでに必要な支援を継続的に実施すること

（８）死期が迫った利用者を支える家族のケアを行うとともに、家族による看取りの際のサポート及び

看取り後の家族のケアを行うこと